

# バッシングの底流

九州工業大名誉教授 佐藤 直樹



さとう・なおき 51年宮城  
県生まれ。専門は現代評論  
世間学。「日本世間学会」幹  
事。著書に「なぜ日本人はど  
りあえず謝るのか」など。近  
々「犯罪の世間学」が青弓社  
より刊行予定。

日本ではしばしば奇妙なバッシングが起きる。今年3月、長崎県出身の宮本エリアナさんがミス・ユニバース日本代表に選出された。しかし彼女が日本人の母とアフリカ系アメリカ人の父をもつハーフであったため、ネットを中心として「彼女の顔はどう見ても外国人」「ミス・ユニバースジャパンなのに、ハーフがタヌだろ」といったバッシングが起きた。これが、海外メディアから差別的であると批判された。

またエリアナさん自身も子どものころから、見た目が日本人ではないために、例えば学校のプールで「肌の色がうつるので一緒に入らないで」といった差別を受けてきたという。もともとミス・ユニバースに応募したのは、ハーフの友人が人種のごで悩んだ末に自殺したことがきっかけとなり、こうした差別の実態を世界に訴えたかったからだという。

ハーフがタヌだというのが、こうした人間は、すべてミス・ユニバース日本代表としてふさわしくないというところなのか。ここにあるのは明らかに人種差別的な意識である。日本では、いまもなおこうした外国人にたいする差別が後を絶たない。昨年浦和レッズのサポーターが、サガン鳥

栖との試合のさいに、ゴール裏のコンコースに「ジャパニーズ・オンリー」（外国人お断り）の横断幕を掲げた。その結果レッズが、Jリーグから、無観客試合という処分を受けたことは記憶に新しい。それだけではない。外国人が食事しよと飲食店に入ったり、ホテルや銭湯を利用したり、不動産屋でアパートの賃貸契約を結ぶような場合にも、「外国人お断り」といわれることがしばしばある。北海道でも02年に札幌地裁で、「外国人の入場お断り」の張り紙を掲げた小樽市の温泉施設にたいして、入浴拒否が人

種差別にあたる」として損害賠償を命じた判決が出ている。思うにここでの最大の問題は、飲食店にせよ温泉施設にせよ、お断りは、これが明らかに人権侵害であり人種差別にあたるという意識はまるでなく、トラブルを避けるという程度の理由で、「外国人お断り」を掲げていることである。こうした行為のもつ意味について、あまりに無自覚であるというしかない。こうなってしまうのは、日本の「世間」が伝統的にウチとソトを厳格に区別してきたからである。そこではウチの構成員にたいしては、「みんな同じ」であれという同調圧力が生じ、これからはずれる異質な人間は、「世間」のソトに排除される。

すなわち「世間」のウチに  
いる人間にたいしては、「身  
内」として干渉するものが、大  
事にし、困ったことがあれば、  
親身になって援助する。と

## 異質な「ソト」の人排除

わっているとは思えない。エリアナさんが代表に選ばれたこと自体が、日本社会の変化を意味すると思われるが、その後起きたバッシングをみると、こうした意識が大きく変化しているとは考えにくい。バッシングの根底に、ウチとソトを厳格に区別する「世間」の存在があるからである。

ミス・ユニバース世界大会は、来年1月に開催されるといふ。この日本での一連の騒動を含めて、世界ではどう評価されるのか。刮目して待たたい。